

出入国在留管理庁が人手不足の深刻な業種 14 分野で定めている外国人の在留資格「特定技能」について、2022 年度にも事実上、在留期限をなくす方向で調整していることが 17 日、入管関係者への取材で分かった。熟練した技能があれば在留資格を何度でも更新可能で、家族の帯同も認める。これまでの対象は建設など 2 分野だけだったが、農業・製造・サービスなど様々な業種に広げる。

- **【関連記事】[特定技能、家族帯同も拡大「選ばれる国」へ支援拡充急務](#)**
- 別の長期就労制度を設けている「介護」を含め、特定技能の対象業種 14 分野すべてで「無期限」の労働環境が整う。専門職や技術者らに限ってきた永住への道を労働者に幅広く開く外国人受け入れの転換点となる。
- 現在、資格認定の前提となる技能試験のあり方などを同庁や関係省庁が検討している。今後、首相官邸や与党と調整し、22 年 3 月に正式決定して省令や告示を改定する流れを想定している。
- 特定技能は人材確保が困難な業種で即戦力となる外国人を対象に 19 年 4 月に設けられた。
- 実務経験を持ち特別な教育・訓練が不要な人は最長 5 年の「1 号」を、現場の統括役
- となれるような練度を技能試験で確認できれば「2 号」を取得できる。更新可能で家族も滞在資格が得られ、在留 10 年で永住権取得が可能になる。
- 入管庁などは、2 号の対象に 11 分野を追加し、計 13 分野にする方向で調整している。介護は追加しないが、既に日本の介護福祉士の資格を取れば在留延長などが可能となっている。
- ただ、自民党の保守派などの間では、外国人の長期就労や永住の拡大は「事実上の移民受け入れにつながりかねない」として慎重論が根強い。結論まで曲折を経る可能性もある。
- 特定技能の制度導入時、入管庁は 23 年度までに 34 万 5 千人の労働者が不足するとみていた。足元では特定技能の取得者は月 3 千人程度で推移している。就労期限がなくなれば計算上、20 年代後半に 30 万人規模になる。
- かねて国は外国人の長期就労や永住に慎重な姿勢を取ってきた。
- 厚生労働省によると、20 年 10 月末時点で国内の外国人労働者は 172 万人。在留期間が最長 5 年の技能実習（約 40 万人）や留学生（約 30 万人）など期限付きの在留資格が多く、長期就労は主に大学卒業以上が対象の「技術・人文知識・国際業務」（約 28 万人）などに限っている。
- 「農業」「産業機械製造業」「外食業」など 14 分野で認められている特定技能も、長期就労できるのは人手不足が慢性化している「建設」「造船・船用工業」の 2 分野にとどまる。
- 新型コロナウイルスの水際対策の影響もあり、特定技能の資格で働くのは 8 月末時点で約 3 万 5 千人。日本商工会議所は 20 年 12 月、「外国人材への期待と関心は高い」と対象分野追加などを要望していた。
- 外国人受け入れ政策に詳しい日本国際交流センターの毛受敏浩執行理事は「現業の外

- 国人に広く永住への道を開くのは入管政策の大きな転換だ」と指摘する。

- (外国人共生エディター 覧具雄人)

- **特定技能**

- 国内で生活する外国人は6月末時点で約282万人。活動内容などによって「永住者」(約81万人)、「技能実習」(約35万人)といった在留資格がある。

出入国管理法改正で2019年に設けられた「特定技能」は技能試験や日本語試験の合格などを条件に、人手不足が深刻な業種14分野での就労を認めている。

出入国在留管理庁によると、8月末時点で約3万5千人のうち、飲食料品製造業(約1万2千人)と農業(約4600人)の2分野で半数近くを占める。3年間の技能

実習を終えた人が特定技能の資格取得を望む場合、日本語試験は免除され、実習時と同じ分野なら技能試験の合格も不要になる。

新型コロナウイルスの感染拡大による入国制限で、新たな人材の確保が困難になった。実習終了後に帰国できない人が、在留資格を特定技能に切り替えて日本に残るケースが相次いでいる。

在留資格「特定技能」について、出入国在留管理庁が長期就労や家族帯同を認める業種を広げる方向で調整に入った。将来の永住も含めた選択肢を増やす狙いだが、各国とは人材の争奪戦が見込まれる。日本が外国人労働者に「選ばれる国」になるには、多言語の相談窓口の整備や日本語指導が必要な子ども向けの教育体制の強化が急務だ。

「できれば10年は日本で働きたい」。特定技能の資格で2020年7月から東京都内の飲食店で働くベトナム出身のズオン・ティ・フオン・タオさん(27)は話す。

今の制度では最長5年しか働けないが、長期就労が可能となれば店舗運営なども学び、帰国後に日系企業で働きたいという。

人手不足の深刻化とともに、政府は外国人労働者の受け入れを拡大してきた。国内で

暮らす外国人は6月末時点で約282万人。ただ、日本社会に多くの外国人材を迎え入れる準備が整っているとはいえない。

新型コロナウイルス禍では解雇された技能実習生が困窮し、民間の支援団体に駆け込むケースが各地で発生した。特定技能も人数が増えるにつれ、転職や解雇などに絡むトラブルが目立つようになった。

技能実習生については、受け入れ窓口による実習状況の確認や、第三者機関の「外国人技能実習機構」(東京)が実地検査するといった仕組みがある。同機構は実習生の相談に多言語で応じる窓口も設けている。

これに対し、特定技能は企業から委託された「登録支援機関」が外国人労働者を支援するのみ。企業から独立した存在とはいえ、「職場でトラブルに遭った外国人が安心して駆け込める相手ではない」(支援団体)との声が出る。行政が外国人向けの相談窓口を設けている地域もあるが知られていない。

労働者だけでなく家族の生活にも目配りが必要だ。入管庁が対象業種の拡大へ向け調整している特定技能の「2号」は配偶者と子どもに限って帯同を認める。

子どもが良い教育を受けられるかは来日を判断するうえで重要な条件となるが、外国出身の児童生徒向けの教育体制は貧弱といわざるを得ない。

文部科学省の2018年度の調査で、日本語指導が必要な児童生徒約5万1千人のうち、半数以上が「指導者がいない」といった理由で日本語の授業を受けていなかった。高校への進学を諦めるといった弊害が出ている。

教育の充実度は世界的にみても低い。50カ国以上の研究者が各国の多文化共生の取り組みを比較した「移民統合政策指数(MIPEX)」(20年版)で、日本の教育政策は各国平均を下回った。「高等教育へのアクセス」の項目は、初参加した2010年以来「0点」が続いている。

医療や社会保障をきちんと受けられる体制づくりも求められる。現在も日本で3カ月超働く人は健康保険に入る仕組みなどはあるが、多言語に対応した医療通訳の育成といった課題は多い。

政府は共生社会の実現に向けた「総合的対応策」を打ち出しているが「各省庁による施策の寄せ集め」との見方もある。支援団体などからは「まとめ役である入管庁がリーダーシップを発揮する姿勢が見えない」との声が上がる。

新型コロナウイルスで国境を越える人の移動がストップし、各国で深刻な人手不足に陥った。経済活性化に向け人材の争奪戦が想定されるなか、労働力をどう確保するかは世界共通の課題だ。

国士舘大の鈴木江理子教授(移民政策)は「長く働けて家族とも暮らせるようになれば、海外から見て今よりは魅力的な制度になるだろう。外国人の定住化を視野に入れて、子どもの教育など、受け入れ態勢の整備を急ぐ必要がある」と訴える。